

福岡県環境美化推進功労者等知事表彰実施要綱

(平成19年5月29日制定)

(平成20年4月1日改正)

(平成23年4月1日改正)

(平成25年6月18日改正)

(平成26年4月9日改正)

(平成28年3月28日改正)

(平成30年3月2日改正)

(平成30年7月20日改正)

(平成31年2月27日改正)

(令和2年4月1日改正)

(令和3年2月19日改正)

第1 趣旨

環境の美化、生活環境の改善及び廃棄物関係の事業等に顕著な功績があった個人、企業、団体又は地区を表彰し、その功績を顕彰することにより県民の自主的な取組を促進し、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

第2 表彰の区分

- 1 環境美化推進功労者
- 2 生活環境改善功労者
- 3 生活環境改善模範地区
- 4 一般廃棄物関係事業功労者
- 5 産業廃棄物関係事業功労者
- 6 浄化槽関係事業功労者
- 7 廃棄物・浄化槽研究開発功労者
- 8 ゼロエミッション推進処理事業者

第3 表彰の実施

表彰は、知事が行うものとする。

第4 被表彰者の推薦方法

次の区分に応じ、推薦するものとする。

1 第2の1から6までの表彰

- (1) 市町村長又は関係団体（知事から推薦の依頼を受けた関係団体に限る。(3)において同じ。）の長は、推薦調書（様式第1号～様式第7号）及び推薦書（様式第10号）により推薦する。
- (2) 政令市（北九州市、福岡市及び久留米市をいう。以下同じ。）長を除く市町村長は、所轄の保健福祉環境事務所長を経由して推薦調書及び推薦書を提出しなければならない。
- (3) 関係団体の長は、推薦されるものの住所地を所轄する保健福祉環境事務所長又は政

令市長を経由して推薦調書及び推薦書を提出しなければならない。

2 第2の7の表彰

- (1) 市町村長又は関係団体（知事から推薦の依頼を受けた関係団体に限る。(3)において同じ。)若しくは県内大学（短期大学を含む。）の長は、推薦調書（様式第8号）及び推薦書（様式第10号）により推薦する。
- (2) 政令市（北九州市、福岡市及び久留米市をいう。以下同じ。）長を除く市町村長は、所轄の保健福祉環境事務局長を経由して推薦調書及び推薦書を提出しなければならない。
- (3) 関係団体の長は、推薦されるものの住所地を所轄する保健福祉環境事務局長又は政令市長を経由して推薦調書及び推薦書を提出しなければならない。

3 第2の8の表彰

- (1) 公益社団法人福岡県産業資源循環協会会長は、知事から推薦の依頼を受けたときは、推薦調書（様式第9号）及び推薦書（様式第11号）により推薦する。
- (2) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の中間処理業を営む法人又は個人であって、第5の8の(1)から(4)までのいずれにも該当するもの（公益社団法人福岡県産業資源循環協会の会員であるものを除く。）は、推薦調書（様式第9号）及び推薦書（様式第11号）により自らを推薦することができる。

第5 表彰対象

次の1から8までの表彰の区分に応じ、要件に該当する法人、個人、団体又は地区を対象とする（過去に同一事業に対して環境部所管の福岡県知事表彰を受けた者は除く。）。

ただし、暴力団（員）、暴力団員が役員となっている団体及び暴力団（員）と密接な関係を有する団体（者）は、表彰の対象としない。

1 環境美化推進功労者

環境の美化に関する普及啓発等自発的な環境美化活動を積極的に推進して他の模範になると認められる個人又は団体であって、環境美化向上のための実践活動を開始してから、表彰を受けようとする年の4月1日までに、少なくとも5年以上経過し、現在の具体的な実践活動とその成果が将来とも継続されることが確実であり、原則として環境美化に関する市町村長又は関係団体（全国又は本県全体を活動区域とするもの及びこれに準ずるものと選考委員会が認めるものに限る。以下同じ。）の長の表彰を受けたことがあり、次のいずれかに該当するもの。ただし、市町村長の表彰制度を設けていない市町村にあっては、当該市町村の長が推薦する場合に限り、要件をみたしているものとし、また、個人にあっては、年齢が満50歳以上の者とする。

- (1) 道路、公園等の公共的場所又は地域の清掃活動を行っていること。
- (2) 河川、湖沼、海岸等の浄化活動を行っていること。
- (3) 空き缶、空きびん等散乱ごみの再資源化、有効利用等に資する活動を行っていること。
- (4) 環境美化推進に関する普及啓発活動を行っていること。

2 生活環境改善功労者

ねずみ・衛生害虫等の防除、清掃等生活環境改善行政に対する協力等に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当するもの

- (1) 表彰を受けようとする年の4月1日において、ねずみ・衛生害虫等の防除、清掃等生活環境改善行政に対する協力等に関する活動の従事年数が8年以上で、かつ、年齢が満50歳以上であること。

- (2) 原則として、同様の功績について生活環境改善に関する市町村長又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。ただし、市町村長の表彰制度を設けていない市町村にあっては、当該市町村の長が推薦する場合に限り、要件をみたしているものとする。

3 生活環境改善模範地区

ねずみ・衛生害虫等の防除、清掃等生活環境の改善を積極的に推進して顕著な成果を上げている地区であって、次のいずれにも該当するもの

- (1) 住民の自主的、組織的な実践運動を基盤として計画的に改善を実施しており、その取組が他の地区の模範となるに足るもので、その成果が計数的に把握されているものであること。
- (2) 生活環境の改善のための実践運動を開始してから、表彰を受けようとする年の4月1日までに、少なくとも5年以上経過しているものであること。
- (3) 地区の規模は、過去3か年において、戸数50戸以上又は人口200人以上であること。
- (4) 原則として、同様の功績について生活環境改善に関する市町村長又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。ただし、市町村長の表彰制度を設けていない市町村にあっては、当該市町村の長が推薦する場合に限り、要件をみたしているものとする。

4 一般廃棄物関係事業功労者

一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、一般廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者又は一般廃棄物処理に関する事業を営む公益性のある法人において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当するもの

- (1) 表彰を受けようとする年の4月1日において、一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業又は一般廃棄物の処理に関する事業を営む公益性のある法人での従事年数が15年以上で、かつ、年齢が満50歳以上であること。ただし、一般廃棄物処理に関する事業を営む公益性のある法人において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者のうち、一般廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事しない者にあつては、その従事年数を8年以上とする。
- (2) 原則として、同様の功績について一般廃棄物関係事業に関する市町村長又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。ただし、市町村長の表彰制度を設けていない市町村にあっては、当該市町村の長が推薦する場合に限り、要件をみたしているものとする。

5 産業廃棄物関係事業功労者

産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、産業廃棄物の適正処理の確保に顕著な功績のあった者又は産業廃棄物処理に関する事業を営む公益性のある法人において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当するもの

- (1) 表彰を受けようとする年の4月1日において、産業廃棄物の収集運搬業若しくは処分業又は産業廃棄物の処理に関する事業を営む公益性のある法人での従事年数が15年以上で、かつ、年齢が満50歳以上であること。ただし、産業廃棄物処理に関する事業を営む公益性のある法人において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者のうち、産業廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事しない者にあつては、その従事年数を8年以上とする。
- (2) 原則として、同様の功績について産業廃棄物関係事業に関する市町村長又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。ただし、市町村長の表彰制度を設けていない

市町村にあっては、当該市町村の長が推薦する場合に限り、要件をみたしているものとする。

6 浄化槽関係事業功労者

浄化槽の設置、保守点検、清掃若しくは製造の事業に従事し、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進若しくは浄化槽の普及又は浄化槽の機能の向上に顕著な功績のあった者又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する事業を営む公益性のある法人において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者であって、次のいずれにも該当するもの

- (1) 表彰を受けようとする年の4月1日において、浄化槽の設置等の事業又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する事業を含む公益性のある法人での従事年数が15年以上で、かつ、年齢が50歳以上であること。ただし、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理の推進に関する事業を営む公益性のある法人において当該事業の向上及び発展に顕著な功績があった者のうち、浄化槽関係事業に従事しない者にあっては、その従事年数を8年以上とする。
- (2) 原則として、同様の功績について浄化槽関係事業に関する市町村長又は関係団体の長の表彰を受けたことがあること。ただし、市町村長の表彰制度を設けていない市町村にあっては、当該市町村の長が推薦する場合に限り、要件をみたしているものとする。

7 廃棄物・浄化槽研究開発功労者

廃棄物等の発生抑制、循環的な利用若しくは適正処分又は浄化槽によるし尿及び雑排水の適正処理に関する研究開発において、学術的及び実用的に広範かつ有益な成果を上げ、その成果によって廃棄物処理事業又は浄化槽関係事業の発展に顕著な功績があった者

8 ゼロエミッション推進処理事業者

産業廃棄物の中間処理業を営む法人又は個人で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 国の優良産廃処理業者認定制度の基準に適合していること。
- (2) ゼロエミッション又はそれとほぼ同一視できる程度のリサイクル率を達成しており、今後も達成できる見通しがあること。
- (3) ホームページにおいて産業廃棄物の種類別・処理方法別に料金の算定式を明示していること。
- (4) 少なくとも過去5年間において、廃棄物の保管・処分方法に関する行政指導を受けたことがなく適正処理の模範となる事業者であること。

第6 被表彰者の選考及び決定

第4の規定に基づき推薦された法人、個人、団体又は地区について、別に定める審査基準に則って審査を行い、第7の選考委員会の選考を経て決定するものとする。

第7 選考委員会

委員会は次の者により構成する。

環境部長

環境部次長（廃棄物対策課を担当する者）

廃棄物対策課長

外部有識者